

活動ガイドラインの改訂について（2022年9月改訂版）

2022年9月15日

京信ジュニア・オーナー・クラブ
第22期 代表幹事 須田 真通

新型コロナウイルス感染防止対策と本会活動を両立させ、全ての会員にとって有意義な事業環境を提供することを目的に、活動ガイドラインを設定し、各JOC活動を実施頂いております。約3ヶ月毎に状況を踏まえて継続および改訂を行っておりますが、直近の感染状況の変化に伴い 2022年10月1日からの現行ガイドラインの改訂を会員の皆様にお知らせ致します。

●本ガイドライン改訂の背景

近畿3府県に広がるJOCの各部会においては、その地域の感染状況および対策基準に差が生じるため、本ガイドラインではJOC全体で基本となる感染防止対策をとりつつ、その地域の感染状況や対策状況に合わせて各部会の活動を柔軟に行えるよう対応してまいりました。

ただし、直近の感染状況等を考慮し、政府・自治体の要請とは別に一定の期間活動内容の一部に制限を設ける基準に変更させて頂く事といたします。会員のみなさまにはご不便をおかけし大変申し訳ございませんが、ご理解の程何卒よろしくお願い申し上げます。

●基本ガイドライン（部会、本部共通）

- 1) 飲食を伴う対面活動・事業を実施する場合は、2022年10月1日以降、下記を遵守のうえ可能とする。
 - ①まん延防止等重点措置および緊急事態宣言の発令が無い場合は、対面時の飲食（アルコールを含む）の提供を可能とする。
 - ②飲食については各都道府県の感染防止対策認証制度を取得しているホテル・イベントスペース・飲食店、および京信ホール・京信 QUESTION（8階「DAIDOKORO」）、屋外、等において可能とする。（アルコールを含まない飲料の提供は他会場でも可能とする）
 - ③飲食時間は2時間程度を上限とする。
- 2) 対面を含む事業・会議・飲食等の可否および地域による開催可否判断については、別紙「コロナ対応一覧表」を参照のこと。
- 3) 全ての活動は、国・自治体が推奨する感染防止対策を実施の上開催する。
- 4) 対面参加者の把握・記録を行う。（緊急時の連絡先）

●部会事業

- 1) 対面を伴う事業を計画する場合は、地域の感染状況・自治体対応を前提に、事業内容・開催場所（一般会場・施設、京信 QUESTION、京信各支店コミュニティーホール等）などを京都信用金庫・部会幹事店舗（部会事務局）の支店長と協議の上、計画・実施する。また、部会での幹事会も同様とする。
- 2) 部会事業の開催地域による可否判断については、別紙「コロナ対応一覧表」を参照の上、地域部会ごとに判断を行う。
- 3) 対面を伴う事業を実施する場合は、開催会場の感染防止対策ルール等を事前に確認し、これを遵守する。
- 4) 緊急事態宣言発令時は、オンラインでの事業のみを可能とする。発令下でのオンライン事業の運営は、感染対策を徹底の上、必要最低限での対面を可能とする。

●本部事業

- 1) 対面を伴う事業は、感染状況・自治体対応・各部会の広域性を前提に、事業内容・開催場所（一般会場・施設、京信 QUESTION、京信各支店コミュニティーホール等）などを京都信用金庫・JOC事務局と協議の上、計画・実施する。
- 2) 対面を伴う事業を実施する場合は、開催場所の感染防止対策ルール等を事前に確認し、これを遵守する。
- 3) 緊急事態宣言発令時は、オンラインでの事業のみを可能とする。発令下でのオンライン事業の運営には、感染対策を徹底の上、必要最低限での対面を可能とする。
- 4) 事業準備等の本部幹事会および委員会の会合等の開催については、緊急事態宣言発令時はオンラインミーティングのみ、まん延防止等重点措置適用期間中は京信 QUESTION においてのみ対面可能とし、平時は他会場・会議室等の利用も含めて可能とする。
- 5) 同好会の活動については各同好会長と本部で個別に策定した専用ガイドラインに従って活動を行う。

●期間

本改訂は 2022年10月1日(土)より適用し、当面のあいだ継続とする。3ヶ月毎を目安に改訂等の検討を行う。

●注意事項

- 注1) 本基準は、感染状況の変化など状況に応じて急遽変更となる場合がある。
- 注2) 部会・本部の全ての事業において、キャンセル・延期等に関わる費用は、部会事業は部会にて、本部事業は本部にて負担とする。
- 注3) オンラインによる活動についてはこの限りではない。

以上